

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料滞納者に対する措置の取扱要綱

平成22年2月12日

告示第4号

改正 平成25年3月22日告示第5号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第1項に規定する保険料（以下「保険料」という。）を滞納している被保険者（以下「滞納者」という。）に対し群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する措置に関する事務の取扱いについて定めることにより、保険料の納付の促進を図り、もって後期高齢者医療の健全な運営及び保険料負担の公平の確保に資することを目的とする。

(措置)

第2条 滞納者に対し講ずる措置は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第20条第2項の規定に基づき実施する有効期限を短縮した後期高齢者医療被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付
- (2) 法第54条第4項の規定に基づく被保険者証の返還及び同条第7項の規定に基づく被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付
- (3) 法第92条第1項の規定に基づく医療給付の全部又は一部の支払の一時差止め
- (4) 法第92条第3項の規定に基づく一時差止めに係る医療給付の額からの滞納している保険料額の控除

(滞納情報の引継ぎ)

第3条 被保険者が広域連合の区域内においてその住所を変更した場合は、当該区域内において既に生じている滞納情報を引継ぐものとする。

(短期被保険者証の交付対象)

第4条 短期被保険者証の交付対象となる被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度以前の保険料を2分の1以上滞納している被保険者
- (2) 被保険者資格を再取得した者にあつては、過去に被保険者であつたときに課された前年度以前の保険料を2分の1以上滞納している被保険者

(短期被保険者証の交付)

第5条 広域連合長は、前条に規定する被保険者に対し被保険者証の検認、更新又はその他の理由により被保険者に被保険者証を交付するときは、被保険者証に代えて

短期被保険者証を交付するものとする。

2 前項の短期被保険者証の有効期限は、次の各号に掲げる期日とする。

(1) 8月1日から翌年1月31日までに交付する場合 1月31日

(2) 2月1日から7月31日までに交付する場合 7月31日

(資格証明書の交付対象)

第6条 被保険者証の返還及び資格証明書の交付の措置の対象者は、保険料の納期限から1年が経過するまでの間に当該納期に係る保険料を納付しない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 納付相談又は納付指導に一向に応じようとしない者

(2) 納付相談又は納付指導において誓約した保険料の納付方法により誠意をもって履行しようとしない者

(3) その他悪質な滞納者と認められる者

(資格証明書の交付対象外)

第7条 前条の規定にかかわらず、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格証明書を交付しない。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する一般疾病医療費の支給その他施行規則第13条各号で定める給付を受けることができる者

(2) 次に掲げる特別の事情があり、保険料を納付することができないと認められる者

ア 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「滞納被保険者等」という。）の住宅、家財等の財産について、震災、風水害、火災等の災害により著しい損害を受け、又は相当な価額の盗難にかかったこと。

イ 滞納被保険者等が病気にかかり、又は負傷したことにより、滞納被保険者等の保険料負担能力が著しく減少したこと。

ウ 事業の廃止又は休止により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと。

エ 事業における著しい損失により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと。

オ 失業等により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと。

カ 保険料の被保険者均等割額又は所得割額が軽減されていること。

キ その他アからカに類する事由があったこと。

(3) 入院又は継続的な通院等により診療を受けている、又は受ける予定のある被保険者については、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれる恐れがあると認められる者

2 前項に該当する被保険者は、必要に応じて事情を明らかにする書類を添えて後期

高齢者医療保険料の納付に係る特別の事情等に関する届書兼弁明書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

（平25告示5・一部改正）

（被保険者証の返還命令予告）

第8条 広域連合長は、第6条の規定により被保険者資格証明書の交付対象となる被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者証の返還命令予告及び資格証明書の交付予定のお知らせ（様式第2号）により返還命令予告通知をする。

（弁明の機会の付与）

第9条 次条の規定により被保険者証の返還を求めようとするときは、あらかじめ当該被保険者に対し行政手続法（平成5年法律第88号）及び群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年条例第21号）の規定に基づき、後期高齢者医療弁明の機会の付与通知書（様式第3号）により弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の弁明の機会付与通知書は、前条に規定する返還命令予告通知と併せて通知することができる。

（被保険者証の返還命令）

第10条 前条第1項の規定により通知した提出期限までに後期高齢者医療保険料の納付に係る特別の事情等に関する届書兼弁明書（様式第1号）の提出がないとき、又は弁明の内容が第7条第1項第2号及び第3号に定める特別の事情に該当すると認められないときは、法第54条第4項の規定により、後期高齢者医療被保険者証の返還命令通知書（様式第4号）により被保険者証の返還を命ずるものとする。

（資格証明書の交付）

第11条 前条の規定により滞納者が被保険者証を返還したときは、当該滞納者に係る資格証明書を交付する。

2 前条の規定により返還命令を通知された滞納者に係る被保険者証が施行規則第20条第5項の規定により無効となったときは、当該被保険者証は返還されたものとみなし、前項の規定を準用する。

3 資格証明書の有効期限は、被保険者証と同一とする。

（措置の解除）

第12条 資格証明書の交付を受けている被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、資格証明書の交付措置を解除する。

- （1）滞納している保険料額が著しく減少したとき。
- （2）納付誓約書に基づき、確実に納付が履行されると見込まれるとき。
- （3）第7条第1項各号の規定に該当することとなったとき。
- （4）前3号に定めるもののほか、広域連合長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により資格証明書の交付措置の解除を決定したときは被保険者証を交

付する。ただし、前年度以前の保険料の2分の1以上が納付されるまでは短期被保険者証を交付する。

(医療給付の一時差止め)

第13条 納期限から1年6月を経過する日までの間に保険料の納付がない滞納者から医療給付の申請があった場合、当該保険料の滞納につき第7条第1項各号に該当すると認められる場合を除き、当該医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定により医療給付の全部又は一部を一時差し止めるときは、後期高齢者医療給付一時差止通知書(様式第5号)により当該被保険者に通知するものとする。

(医療給付の保険料への控除)

第14条 資格証明書の交付を受けている被保険者で、前条の規定により医療給付の一時差止めがなされているものが、一時差止めの通知後、なお滞納している保険料を納付しない場合は、前条第1項に規定する一時差止めに係る医療給付の額から滞納している保険料額を控除することができる。

2 前項の規定により医療給付の額から滞納している保険料額を控除するときは後期高齢者医療保険料控除通知書(様式第6号)により被保険者に通知するものとする。

(被保険者証返還等審査委員会の設置)

第15条 この告示に定める被保険者証の返還及び医療給付の一時差止めその他の事務執行について必要な審査を行うため、被保険者証返還等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第5号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。